

専門外の疾患についての専門医紹介義務が認められた事例

医療裁判研究プロジェクトチーム

Author 太田善大 弁護士

KeyWords 専門外, 紹介義務, フォローアップ, B型肝炎, 過失相殺



B型肝炎ウイルスキャリアである患者X(Yクリニック初診時48歳)が、Basedow病の治療のため、内分泌疾患を専門とするYクリニックに通院していたところ、5年間にわたるクリニック通院後に、他院で肝癌と診断された事案において、患者XはYクリニックが専門医の紹介を怠ったとして診療契約上の債務不履行に基づき、合計1億2,278万6,628円の損害賠償請求を行った。裁判所は、YクリニックはB型慢性肝炎の進行可能性を予見でき、肝機能が悪化した場合には患者を肝臓専門の医療機関に紹介する義務を負っていたがこれに違反したと認定し、ただし過失相殺や損益相殺により、954万4,695円の限度で請求を認容した。



本事例で学ぶこと

- ①患者に専門外の疾患がある場合には、当該専門外の疾患のフォローアップを行うのに行わないのかを含め、治療方針を明確にしたうえで、患者への説明およびカルテへの記載をしておくこと。
- ②専門外の疾患のフォローアップを行う場合において、異常所見が認められたときには、早めに専門医の紹介を行うべきであること。

以下、本事例について、「事案の概要」「主な争点」「裁判所の判断」「法的責任を問われないために必要なこと」の順にみていきましょう。

事案の概要

本事案の事実経過、請求額の内訳は以下の通りである。なお、患者Xは、Yクリニックが平成14年5月以降、専門医の紹介が可能であったのにこれを怠ったと主張しており、当該紹介義務違反の有無が本件の主たる争点となっている。

1. 事実経過

⌚ 昭和52年

患者Xが、B型肝炎ウイルスキャリアと診断された。

⌚ 平成3年4月

患者Xは、P病院を受診し、O医師より甲状腺機能亢進症の診断を受けた。その後、患者Xは、O医師が異動したことから、同医師の異動先であるQ病院を受診するようになり、以後、O医師を主治医として治療を受けていた。その間、B型肝炎についての診察および治療は受けていなかった。

⌚ 平成12年4月α日

患者Xは、O医師の再度の異動に伴い、O医師からの紹介でYクリニックを受診し、Z医師

「過失相殺」とは

「過失相殺」とは、不法行為や債務不履行に基づく損害賠償請求の事案において、損害の発生に関して被害者にも過失があった場合に、損害の公平な分担という観点から、加害者の負担する損害賠償責任を割合的に減額するという法制度です。

交通事故が典型的な過失相殺の適用事例です。例えば交通事故の被害者の損害額が1,000万円の場合において、加害者と被害者の過失割合が7:3のときには、過失相殺により加害者が負担すべき損害賠償額は3割減額され700万円となります。

また、過失相殺の理論を応用した「素因減額(寄与度減額)」という理論があります。これは、被害者に基礎疾患等があり、これが損害の発生に影響している場合において、被害者が当該疾患に配慮して生活していなかった等、全損害を加害者に負担させることが不公平と考えられるときに、加害者の負担する損害賠償責任を割合的に減額するというものです。

本件では、①患者Xが腹部超音波検査を受検することを勧められながら受検しなかったこと、法定の健康診断を受診していなかったことが被害者の過失と認定され、過失相殺が行われ、②Yクリニック受診時において患者Xの肝炎がすでに相当程度進行していたことをもって素因減額が行われ、過失相殺と素因減額により4割の損害額の減額が行われました。

医療過誤を含む損害賠償請求の事案においては、個々の事案に応じて過失相殺、素因減額等を行うことによって、裁判所が損害額を調整して事案に即した解決を行っています。